

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2022 年 5 月 20 日

大和自動車交通株式会社

株式交換に係る事前開示書面

2022年5月20日

東京都江東区猿江二丁目16番31号

大和自動車交通株式会社

代表取締役社長 大塚 一基

大和自動車交通株式会社（以下「当社」といいます。）は、宮園石油株式会社（以下「宮園石油」といいます。）との間で締結した別紙1の2022年5月13日付株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2022年7月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、宮園石油を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたします。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

なお、本株式交換は、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易株式交換に該当します。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2のとおりです。

3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

株式交換完全子会社となる宮園石油は新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行しておらず、該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

・ 本株式交換契約の締結

宮園石油は、2022年5月13日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、宮園石油を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付けで本株式交換契約を締結いたしました。当該株式交換契約の内容は別紙1をご参照ください。

5. 株式交換完全親会社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第4号）

・ 本株式交換契約の締結

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、宮園石油を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。当該株式交換契約の内容は別紙1をご参照ください。

・ 自己株式の取得

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項について決議し、同月16日に、当社の株主である株式会社白亜から、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けの方法により、当社普通株式130,000株を取得価額105,560,000円で取得いたしました。

6. 会社法第799条第1項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者に対する、株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の

見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

本株式交換については、会社法第799条第1項の規定により異議を述べることができ
る債権者は存在しないため、該当事項はありません。

以上

別紙1：株式交換契約書
次頁以降をご参照ください。

株式交換契約書

宮園石油株式会社（以下「甲」という。）及び大和自動車交通株式会社（以下「乙」という。）は、2022年5月13日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約に従い、乙を甲の株式交換完全親会社、甲を乙の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、乙は、本株式交換により甲の発行済株式の全部を取得する。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲： 株式交換完全子会社

商号：宮園石油株式会社

住所：東京都中野区中央三丁目13番14号

乙： 株式交換完全親会社

商号：大和自動車交通株式会社

住所：東京都江東区猿江二丁目16番31号

第3条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

- 乙は、本株式交換に際して、本株式交換により乙が甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）において甲の株主名簿に記載又は記録された甲の株主（以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する甲の普通株式の合計に3.1726を乗じて得た数の乙の普通株式を交付する。
- 乙は、本株式交換に際して、基準時における甲の各株主に対して、その有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式3.1726株の割合をもって、乙の普通株式を割り当てる。
- 前二項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべき乙の普通株式の数に、1に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他関係法令の規定に従って処理する。

第4条（乙の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加すべき乙の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- 資本金の額 0円
- 資本準備金の額 0円

(3) 利益準備金の額 0 円

第 5 条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2022 年 7 月 1 日とする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第 6 条（株主総会の承認）

1. 甲は、2022 年 6 月 24 日に開催予定の株主総会（以下「甲株主総会」という。）において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。
2. 本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、甲株主総会の開催日を変更することができる。
3. 乙は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。但し、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約につき乙の株主総会の決議による承認が必要となった場合、乙は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会の決議を求める。

第 7 条（事業の運営）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第 8 条（剰余金の配当）

甲は、本契約締結日以降、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第 9 条（本株式交換の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本株式交換を中止し、若しくは本契約を解除することができる。

第 10 条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、甲株主総会における承認が得られないとき若しくは第6条第3項但書に定める乙の株主総会における承認（但し、会社法第796条第3項の規定に従い本契約について乙の株主総会による承認が必要となった場合に限る。）又は前条に従い本株式交換が中止され、若しくは本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第11条（準拠法及び裁判管轄）

本契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、本契約に起因し又はこれに関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（誠実協議）

甲及び乙は、本契約の条項の解釈につき疑義が生じた場合及び本契約に定めのない事項については、誠意をもって協議して解決する。

（以下、余白）

以上の合意を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各1通を保有する。

2022年5月13日

甲：東京都中野区中央三丁目13番14号
宮園石油株式会社
代表取締役 川村 能正

乙：東京都江東区猿江二丁目16番31号
大和自動車交通株式会社
代表取締役 大塚 一基

別紙2：会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

1. 本株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当の相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当の内容

	当社 (株式交換完全親会社)	宮園石油 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	3.1726
本株式交換により 交付する株式数	当社普通株式：126,904株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

宮園石油株式1株に対して、当社の普通株式3,1726株を割当交付します。

(注2) 本株式交換により交付する当社の株式数

当社株式：126,904株（予定）

当社は、本株式交換に際して、本株式交換の効力発生日の前日の最終の宮園石油の株主名簿に記載または記録された株主に対して、当社の普通株式126,904株を交付します。なお、本株式交換に際して交付するすべての株式に、当社が保有する自己株式を充当する予定であるため、当社が新たに株式を発行することは予定しておりません。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれますが、金融商品取引所市場において、当該単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を保有することとなる株主は、本株式交換の効力発生日以降、当社の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

当社の単元未満株式を保有する株主が、当社に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求し、売却することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

当社の単元未満株式を保有する株主が、当社に対してその保有する単元未満株式の数とあわせて1単元となる数の普通株式を売り渡すことを請求し、買い増すことができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる宮園石油の株主に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付し

ます。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、当社は第三者算定機関として株式会社ストリーム（以下「ストリーム」といいます。）を選定いたしました。

当社は、第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率に関する算定書、株式交換比率の算定に関する報告書を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況、業績動向、株価動向等の要因を総合的に勘案した上で、宮園石油との間で交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、本日開催された当社及び宮園石油の取締役会決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結することいたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

② 算定に関する事項

ア 算定機関の名称並びに当社及び宮園石油との関係

ストリームは、当社及び宮園石油から独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

イ 算定の概要

ストリームは、当社については、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（算定基準日である2022年5月12日を基準日として、算定基準日の株価終値、2022年5月11日から算定基準日までの1週間の終値平均値、2022年4月13日から算定基準日までの1か月間の終値平均値、2022年2月14日から算定基準日までの3か月間の終値平均値、及び2021年11月15日から算定基準日までの6か月間の終値平均値）を採用して算定を行いました。非上場会社である宮園石油については、本株式交換後も事業継続を前提としていることから、事業計画を反映することができ、継続企業の企業価値評価に適しているディスカウント・キャッシュ・フロー法（DCF法）による算定を行いました。

当社は、上記算定結果を基に宮園石油と協議を行い、本株式交換比率を決定しました。

なお、宮園石油については、同社事業の以下のようないくつかの状況を前提として、前事業年度と比較して30%以上の増益を見込む事業計画を前提に本株式交換比率の算定を行っております。

まず、宮園石油は、ガソリンスタンドにおいて石油の販売を行う事業（以下「SS事業」といいます。）を、東京都小金井市東町にある東小金井サービスステーション（以下「東小金井SS」といいます。）のみで行っています。現状のSS事業は、人件費の負担が重く赤字となっています。そこで、当社は本

株式交換に当たり、宮園石油及び宮園自動車との間で、SS 事業に係る従業員の一部を宮園自動車に転籍させること等により、宮園自動車において SS 事業における人件費の一部を負担していただくことを合意しており、SS 事業における人件費の削減を見込んでおります。

また、FC カード事業に関し、本株式交換後も、基本的に宮園石油が優良顧客である宮園自動車グループとの契約を継続させる義務を負うことについて、当社と宮園石油の間で合意ができておらず、本株式交換後も優良顧客を引き継いでシナジー効果を得ることが可能と考えております。

さらに、宮園石油は、東京都葛飾区亀有に土地建物を所有し、食料品スーパーを営む会社に賃貸する事業をしております。当該不動産賃貸事業につきましても、本株式交換後の継続が見込まれています。仮に食料品スーパーを営む会社との間の賃貸借契約が終了した場合でも、当社の関連事業部（不動産事業部）の営業力により、新しい顧客と契約することが可能と考えております。

したがって、宮園石油については、前事業年度と比較して 30%以上の増益を見込む事業計画を前提に本株式交換比率の算定を行っておりますが、達成可能な水準の事業計画であると認識しております。

2. 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

当社及び宮園石油は、本株式交換の対価として、当社株式を選択しました。

当社株式は、東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、本株式交換後も同市場における取引機会が確保されること、宮園石油の株主が本株式交換に伴うシナジーを享受することができること、また、当社においてもキャッシュアウトを伴わず、さらに金庫株の有効利用が可能となり利点があることから、本株式交換の対価として当社株式を選択することが適切であると判断いたしました。

3. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりいたします。係る取扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると判断しています。

- (1)資本金の額：0 円
- (2)資本準備金の額：0 円
- (3)利益準備金の額：0 円

別紙3：宮園矽油の最終事業年度に係る計算書類等
次頁以降をご参照ください。

第 60 期

報 告 書

令 和 2 年 4 月 1 日 か ら
令 和 3 年 3 月 31 日 ま で

宮 園 磁 油 株 式 会 社

本 社 東京都中野区中央3丁目13番14号
電 話 代 表 03 (3362) 7557番

東小金井給油所 東京都小金井市東町5丁目27番13号
電 話 代 表 042 (381) 5604番

事業報告

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及びその成果

前期に発生した新型コロナウイルスの流行は今期になってますます猛威を振るい、今期始めには先ず社会活動の急激な制限に伴う混乱が発生し、4月20日にはWTIが△40.32ドルと史上初めてマイナスの指標となりました。これは需給を反映したものではなく国際的な物流の混乱によるものですが、世界各地で人の移動の制限を伴うロックダウンなどが行われ燃料油の需要は大きく落ち込みました。年末にかけてその傾向は続きましたが、ワクチンの開発・接種が進み始めると、欧米を中心に徐々に経済活動再開の期待が膨らみ、年明けからは原油価格もじりじりと上昇を始めました。

我が国においては法体制の違いにより強制的な移動の制限はかからなかったものの、緊急事態宣言や蔓延防止等重点処置により様々な補助金との引き換えに伴う自肃依頼という形での経済活動の縮小が有りました。これに伴い、店舗での飲食、旅行、イベントの開催などは地域や時期によって壊滅的な状態となりましたが、お取り寄せなどの需要増により物流は比較的堅調に推移しました。

こうした背景により4月はともかく5月以降年末までのWTIは40ドルを挟んで上下していましたが、1月に50ドルを超すと3月には67.98ドルの高値を付けました。国内での通年でのガソリンの国内総販売量は45,233千kLで△7.9%と減少し、軽油はガソリンよりは減少率が少なく国内総販売量は31,869千kLで△5.3%と減少しました。ガソリンと軽油の総販売量は77,101千kLで前期に比べ△6.8%でした。

当社東小金井給油所の店頭価格は、レギュラーガソリンにおいては期首リッター当たり135円だったものが5月には123円としたのち6月から2月までは130円台で上下しました。2月中に140円台になり期末には149円としました。東小金井給油所におけるガソリン等の燃料油の総出荷量は647.3kLで前期に比べて△63.5kLにとどまりました。

FCカード売上は1,011.1kLでこちらは△146.8kLと大幅な減少となりました。特に第一回の緊急事態宣言による混乱の影響が大きかった5月はグループ内でも多くの車両の運行が止まり燃料の購入も大きく落ち込みましたが、その後はコロナ禍対策の特別な運行等も始まりFCカード売り上げも徐々に回復を始めました。

以上の結果、売上は前期比39,016千円減の155,964千円(80.0%)に終わりました。売上の大幅な減少を受けて役員報酬の一部カットや賞与の減額を行い、期首の混乱を除けば価格が安定していたため価格設定も安定し、営業損失の拡大は84千円にとどまり4,356千円となりました。5月は売上数量減と価格低下が重なり、単月の売り上げは前年比50%をわずかに下回り、コロナ

禍対策の持続化給付金を受けることが出来ました。高齢者雇用に伴う特定求職者雇用開発助成金も継続して受け 422 千円の経常利益をあげることが出来ました。利益を出すことが出来ましたが欠損金の繰越が有り法人税等は均等割のみとなり、当期純利益も 4,178 千円増加して 197 千円と黒字化いたしました。

営業外収益ではありますが、11月 16 日にお客様が営業所内で暴走して計量器に衝突破損する事故が発生しました。当社側に過失の無い事故として運転者の自動車保険から修理費と給油不能となった軽油の修理期間中の損失粗利の補償を受けることが出来ましたが、こうした事故を繰り返さぬよう一層のサービス充実を進めて参ります。コロナ禍という危機において補助金なども活用して何とか利益を残すことが出来た 1 年でした。今後とも宮園グループの一員としてグループの発展に寄与して参る所存です。株主各位におかれましては一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 直前 3 期の財産及び損益の状況の推移

(単位:円)

	第 57 期 平成 30 年 3 月期	第 58 期 平成 31 年 3 月期	第 59 期 令和 2 年 3 月期	第 60 期 令和 3 年 3 月期
売 上 高	210,721,086	216,192,469	194,981,082	155,964,671
営 業 利 益	△3,288,191	△4,532,787	△4,271,356	△4,356,274
経 常 利 益	△3,626,397	△4,463,540	△3,774,648	422,819
税引後当期純利益	4,756,447	△2,306,179	△3,981,463	197,208
1 株あたり当期純利益	118	△57	△99	4
総 資 産	180,154,485	176,057,380	171,031,611	173,199,489
純 資 産	49,940,420	47,634,241	43,652,778	43,849,986

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な親会社の状況

当社の親会社は宮園自動車株式会社で、同社は当社株式を 40,000 株
(議決権比率 100%) 保有しています。

② 重要な子会社の状況

該当ありません。

(4) 主要な事業内容

事業	主要製品・サービス
石油類販売業	ガソリン、軽油、灯油他ガソリンスタンドでの商品及びサービスの提供
損害保険代理業	損害保険契約代理業務
不動産賃貸業	店舗の賃貸借

(5) 本社及び営業所

本 社 東京都中野区中央3丁目13番14号

営業所 東小金井給油所 東京都小金井市東町5丁目27番13号

(6) 従業員の状況

	従業員数	前期末との増減	平均年齢	平均勤続年数
職 員(男)	2名	増減なし	47.8歳	25.7年
契 約(男)	0名	1名減	—	—
パ ー ト(男)	1名	増減なし	54.9歳	4.3年
合 計	3名	増減なし	50.1歳	18.6年

(7) 主要な借入先

当社の主要な借入先および令和3年3月31日現在の借入金残高は、下記のとおりです。

借入先	借入金残高(円)
宮園自動車株式会社	108,593,066

(8) その他会社の現況に関する事項

1 庶務事項

① 株主総会

令和2年6月25日 東京都中野区中央3丁目13番11号 MGビル宮園自動車株式会社役員会議室において、第59期の株主総会を開催し、次の通り決議しました。

第1号議案 第59期営業報告書、貸借対照表、損益計算書、利益処分案承認に関する件

第2号議案 剰余金処分に関する件

以上原案通り承認可決されました。

② 取締役会

当期中、取締役会を4回開催しました。

2 登記事項

① 商業登記

当期中、登記はありません。

② 不動産登記

当期中、登記はありません。

2. 会社の状況

(1) 会社の株式に関する事項

発行済株式総数 40,000 株

株主数 1名

株主

株主名	株式数	出資比率
宮園自動車㈱	40,000 株	100%

(2) 会社役員に関する事項

取締役及び監査役の状況

役職名	氏名
取締役	代表取締役 川村 能正
	取締役 川村 泰利
	取締役 村田 哲郎
監査役	監査役 川村 博正

(3) 執行役員

役職名	氏名
社長執行役員	川村 能正
執行役員	清水 透

貸借対照表

(令和3年 3月31日現在)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
流動資産	25,960,185	流動負債	36,349,503
現金及び預金	7,936,759	買掛金	13,476,604
売掛金	15,427,149	短期借入金	19,593,066
商品	2,516,757	未払金	8,576
立替金	2,042	未払費用	684,103
未収入金	176,273	未払法人税等	310,000
貸倒引当金	△ 98,795	未払消費税等	1,117,400
固定資産	147,239,304	預り金	△ 216,246
有形固定資産	116,466,181	前受収益	880,000
建物	15,880,508	賞与引当金	496,000
建物付属設備	1,819,469		
構築物	5,617,926	固定負債	93,000,000
機械装置	3,009,450	長期借入金	89,000,000
車両運搬具	531,100	預り保証金	4,000,000
工具器具備品	1,586,931	負債合計	129,349,503
一括償却資産	144,000		
減価償却累計額	△ 16,606,626	純資産の部	
土地	104,483,423	株主資本	43,849,986
無形固定資産	100,000	資本金	20,000,000
電話加入権	100,000	利益剰余金	23,849,986
投資その他の資産	30,673,123	利益準備金	5,000,000
出資金	116,000	その他利益剰余金	18,849,986
差入保証金	30,505,574	別途積立金	20,000,000
長期前払費用	51,549	繰越利益剰余金	△ 1,150,014
資産合計	173,199,489	純資産合計	43,849,986
		負債・純資産合計	173,199,489

損 益 計 算 書
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

科 目	金 額	
	円	円
売 上 高		
売 上 高	155,823,633	
収 入 手 数 料	141,038	155,964,671
売 上 原 価		
期 首 商 品 棚 卸 高	2,922,692	
当 期 商 品 仕 入 高	128,962,261	
期 末 商 品 棚 卸 高	2,516,757	129,368,196
売 上 総 利 益		26,596,475
販売費及び一般管理費		
販 売 費	28,842,144	
一 般 管 理 費	2,110,605	30,952,749
営 業 損 失		4,356,274
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	174,788	
受 取 配 当 金	1,500	
雜 収 入	4,985,763	
賞 与 引 当 金 戻 入 益	160,000	5,322,051
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	542,958	542,958
経 常 利 益		422,819
特 別 利 益		84,389
税 引 前 当 期 純 利 益		507,208
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		310,308
法 人 税 等 還 付		△ 308
当 期 純 利 益		197,208

株主資本等変動計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位:円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計
当期首残高	20,000,000			
当期変動額				
剰余金の配当				
別途積立金の積立				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
当期変動額合計				
当期末残高	20,000,000			

	株主資本					
	利益 準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	5,000,000	20,000,000	△ 1,347,222	23,652,778		43,652,778
当期変動額						
剰余金の配当						
別途積立金の積立						
当期純利益			197,208	197,208		197,208
自己株式の取得						
自己株式の処分						
当期変動額合計			197,208	197,208		197,208
当期末残高	5,000,000	20,000,000	△ 1,150,014	23,849,986		43,849,986

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価は、最終仕入原価法により評価しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物は、法人税法の規定による定額法

建物以外は定率法を採用しております。

但し、平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備並びに構築物については、

定額法を採用しております。

(4) 引当金の会計上基準

貸倒引当金…債権の貸倒による損失に備える為、一般債権については法人税法の規定による法定繰入率により計上しております。

(5) その他の計算書類の作成のための基本となる重要事項

① リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

当期末において、担保に供されている資産はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

(単位：円)

種 別	減価償却累計額
建 物	5,780,502
建物付属設備	1,760,931
構 築 物	6,301,578
機 械 装 置	1,832,692
車両運搬具	526,439
工具器具備品	1,260,484
一括償却資産	144,000
合 計	16,606,626

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当該事業年度の末日における発行済株式数 40,000 株
- (2) 当該事業年度の末日における自己株式の数 該当なし
- (3) 当該事業年度中に行った剰余金の処分に関する事項 該当なし
- (4) 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項 該当なし

監査報告書

私は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第60期事業年度に係る計算書類及びその附属明細書を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、当会社の監査役は、整備法第53条の定めるところにより、定款において監査の範囲が会計に関するものに限定されているとみなされるため、事業報告を監査する権限を有しておりません。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴収し、会計に関する重要な決算書類等を閲覧いたしました。また、会計帳簿又はこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和3年6月8日

宮園石油株式会社

監査役 川村博正